

2. 国および宮城県の復興計画

(1) 東日本大震災からの復興の基本方針¹⁾の概要（2011年7月）

国は東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条に基づく、東日本大震災からの復興に向けた復興のための取組みの基本方針として、被災した地方公共団体による復興計画などの作成に資するため、復興のための取り組みの全体像を明らかにした。

指針では、2011年度から2020年度の10年間を復興期間として、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から復興需要が高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付けた。また、一定期間経過後に事業の進捗などを踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとした。被災した地方公共団体が行う復興の取組みを、あらゆる施策を用いて支援することを目標とした。国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者および地方公共団体の意向などを踏まえ、各府省一体となって施策を実施することを明文化した。

(2) 復興庁の設立²⁾

2011年12月16日に施行された復興庁設置法により2012年2月10日に復興庁が設置された。東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること、主体的かつ一貫的に行なうべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを目的としている。2012年2月14日の第1回復興推進会議において、以下の課題が挙げられた。

①復興庁の役割

i. 被災自治体の要望にワンストップで迅速に対応

岩手県・宮城県・福島県に3復興局、6支所、2事務所を設置。各復興局担当の政務官を配置し、被災自治体が東京に来ることなく、現地でニーズに対応する。

ii. 役所の縦割りと先例主義を乗り越える。

②住宅再建及び高台移転

③がれきの広域処理

④雇用の確保

⑤被災者の孤立防止と心のケア

⑥福島復興再生特別措置法（案）について

⑦原発事故避難者の帰還支援

復興庁は、震災発生から10年となる2021年3月31日までに廃止されることとなっていたが、当初の計画から更に10年延長し2031年3月31日までとする「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が2019年12月20日に閣議決定された。

(3) 宮城県震災復興計画の概要³⁾（2011年10月）（図2）

宮城県は、2011年度から2020年度までの10年間を復興を達成するまでの期間と定め、復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定した。

復興計画では、10年間の計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」（2011～2013年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」（2014～2017年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」（2018～2020年度）を設定している。また、水産業や農林業などの産業、医療や福祉の再構築など10項目を復興計画実現のためのポイントとして示している。



図2 宮城県の復興計画期間

3. 支援活動年表

当センターは3センター（基幹、石巻、気仙沼）において、国と宮城県の復興計画に沿って活動を展開した。活動の詳細は第V章にて後述するが、本章では宮城県の震災復興計画の期間に沿って支援活動を年表として掲載する。

(1) 復旧期（2011～2013年度）

仙台に基幹センター、被害が大きかった石巻と気仙沼に地域センターを設置した。基幹センターには、地域支援課の他に総務課・企画課を置き、企画課で震災後の心のケアに必要と思われるリーフレットを作成し、要望のあった市町や支援団体などに配布し、各センターで訪問支援の際に活用した。

市町によって被害が異なっていたものの、丁寧に連携を取りながらニーズに沿って支援を提供することは共通していた。同時期より応急仮設住宅等入居者健康調査がはじまり、抽出されたハイリスク者へのフォローに取り組んだ。その多くは家庭訪問であり、この地道な活動が市町との信頼関係構築につながり、当センターの事業内容を理解してもらうことができたと考えられた。さまざまな支援団体から「被災者の心のケア」に関する講話や研修会の依頼が多かった。また、市町や消防署、社会福祉協議会、高齢者施設などの職員自身も被災していることもあり、職員面談やセルフケアの講話依頼もあった。

(2) 再生期（2014～2017年度）

応急仮設住宅等入居者健康調査に基づく家庭訪問がピークに達し、圏域ごとの課題が少しずつ明らかになり、各地域センターでも取り組みに特色が出てきた時期だった。各センターとも、地域のニーズに沿ったサロンなど集合型の普及啓発に力を入れて取り組んだ時期もある。

気仙沼地域センターでは、紙芝居や寸劇を用いた地域の啓発活動に取り組んだ。より広く普及するために紙芝居を複製して県内の全市町村に配布した。地域の関係者で構成されているワーキンググループに参画し、高校生を対象とした心の健康づくり活動に取り組み、希望する学校にチームで訪問して、メンタルヘルスに関わる寸劇をとおして啓発を行った。石巻地域センターでは農地を借り、引きこもりがちな住民を対象として農作業を中心とする活動に取り組んだ。基幹センターでは、アルコール関連問題対策に関わる活動を行った。支援者対象の「保健指導ができる節酒支援」の研修会を保健所や精神保健福祉センターと共に開催し、住民を対象として「健康的なお酒の飲み方」の研修会を実施した。

(3) 発展期（2018～2020年度）

災害公営住宅が完成し、多くの住民の居住地が移った時期もある。応急仮設住宅から災害公営住宅に移り、応急仮設住宅等入居者健康調査に基づく家庭訪問が減少した。その一方で、市町からの支援依頼で新たに出会う住民は、対応が難しい多問題ケースが多くなった。また、2019年には当センターの2021年度以降の延長が決まり、保健所を中心に圏域ごとの心のケアについての課題検討を行うなど、保健所・市町と課題を共有しながら支援を行った。

気仙沼地域センターは、地域の相談機関として認知されるようになり、直接の問い合わせが増えた。特に教育機関との連携により、若年層への支援が増えたことが特色である。石巻地域センターは、石巻市が行う災害公営住宅の健康調査、ハイリスク者フォローに継続して取り組んだ。また、保育、教育、母子保健などの関係者にむけての研修会に力を入れて取り組んできた。基幹センターでは多問題ケースの相談依頼が増加してきた。当センターの終了を意識し、事例検討会や同行訪問など、市町と共同で実施することを心がけてきた。